



十 情 審 答 申 第 9 号
令 和 7 年 3 月 28 日

十和田市長 櫻 田 百合子 様

十和田市情報公開・個人情報保護審査会
会長 村 田 典 子



十和田市情報公開条例第21条の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年10月8日付け十市都第414号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

次に掲げる公文書の開示請求に係る公文書非開示決定処分に対する審査請求につい
ての諮問

- (1) 空き家に関する以下の資料（ひばり町内会、桜木町内会、若葉町内会、花園町内会
に存在するもの。）
 - ① 町内会ごとの空き家の数
 - ② それを地図に落としたもの
 - ③ 空家の所有者名及び住所
 - ④ 当該町内会に存する空き家で、空き家バンク台帳に載っていることが分かる資料
- (2) 緑地に関する以下の資料
 - ① 市に寄附された緑地の維持管理について法令その他に定めた資料
 - ② 地域住民による維持管理の実施についての確認を行ったことが分かる資料

答 申

第1 審査会の結論

十和田市が行った公文書非開示決定処分は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 開示請求

審査請求人は、令和6年7月19日、十和田市長（以下「実施機関」という。）に対し、十和田市情報公開条例（平成17年十和田市条例第11号。以下「条例」という。）第7条の規定により、次に掲げる公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

(1) 空き家に関する以下の資料（ひばり町内会、桜木町内会、若葉町内会、花園町内会（以下「四町内会」という。）に存在するもの。）

- ① 町内会ごとの空き家の数
- ② それを地図に落としたもの
- ③ 空家の所有者名及び住所
- ④ 当該町内会に存する空き家で、空き家バンク台帳に載っていることが分かる資料

(2) 緑地に関する以下の資料

- ① 市に寄附された緑地の維持管理について法令その他に定めた資料
- ② 地域住民による維持管理の実施についての確認を行ったことが分かる資料

2 本件決定

実施機関は、本件開示請求において令和6年7月31日に非開示決定処分（以下「本件決定」という。）を行い、同日に次のとおり理由を付して、審査請求人に通知した。

(1) 1の(1)の①から③までの公文書について

条例第8条第2号に該当し、個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。また、上記の非開示部分を除いたその他の情報には、請求内容に照らして有意な情報は認められないため。

(2) 1の(1)の④並びに(2)の①及び②の公文書について

請求に係る公文書を保有していないため。

3 審査請求

審査請求人は、令和6年9月30日、空き家に関する資料のうち町内会ごとの空き家の数が本件決定となったことを不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）

を行った。

第3 審査請求人の主張

- (1) 審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。
 - ① 町内会ごとの空き家の数を公開すると、なぜ個人情報の開示になるのか、どこがどのように条例に違反するのか。
 - ② 実施機関が特定した公文書全体を黒く塗りつぶす、又は白い別用紙を上被せてコピーし、四町内会に存在する空き家に関する欄の所に○を付けて開示できないのか。
 - ③ 実施機関が特定した公文書の中の「四町内会以外にある空き家に関する調査欄」と「四町内会にある空き家に関する調査欄中、氏名、面積及び住所のうち大字以下の情報」を消去して開示できないのか。
- (2) 審査請求人の意見書における主張は、おおむね次のとおりである。
 - ① 実施機関から提出のあった理由説明書について、全内容を理解し受け入れる。

第4 実施機関の主張

実施機関の理由説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

- (1) 「町内会ごとの空き家の数を公開すること」は個人情報の開示に当たらず条例に違反するものではないが、条例第8条第2号に掲げる情報を除いた結果、特定した公文書には調査番号等の情報しか記録されておらず、請求内容に照らして有意な情報が認められないため、本件開示請求の趣旨が損なわれると判断し、条例第9条第2項の規定に基づき、本件決定をしたものである。
- (2) 「町内会に存在する空き家に関する欄の所に○を付けること」は公文書の加工に該当するため、そのような開示方法は採用することができない。
- (3) 非開示情報の検討にあたり、文、段落、欄等を単位として判断しているため、「四町内会にある空き家に関する調査欄中、氏名、面積及び住所のうち大字以下の情報を消去すること」といった、一体的な情報を細分化して開示する方法をとっていない。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、公文書の開示を請求する市民の権利を明らかにするとともに、公文書の開示に関し必要な事項を定め、もって市政に関し市民に説明する市の責務を全うされるようにすることにより、市政への市民参加の促進と公正で開かれた市政の発展に資することを目的として制定されたものであり、その解釈及び運用に当たっては、その第4条に明記されているように、公文書の開示を

請求する市民の権利を十分に尊重するものとしてされている。

本件審査請求人は当初、実施機関の本件決定を不服とし本件審査請求をしていたが、実施機関の理由説明書を受けその不服は解消されたと意見書により申し出ている。

当審査会は、審査請求人の主張とは別に、原則開示の理念に照らし、本件決定において「実施機関の本件決定」が適切であったか否かについて判断するものである。

2 本件決定の適法性についての検討

(1) 当審査会における検討の方向性

当審査会の検討に当たっては、実施機関の特定した公文書に記載されている情報が、

- ① 条例第8条第2号本文に規定する原則非開示となる個人に関する情報に該当するか。
- ② 条例第8条第2号アからウまでの規定により、なお開示すべき情報に該当するか。
- ③ 実施機関の公文書の特定の方法は適切か。
- ④ 特定した公文書を加工しての開示は可能か。
- ⑤ 実施機関の非開示情報の除き方は適切か。

について、順に検討を加えた上で、本件決定が妥当か否かを判断する。

(2) 本件決定について検討

- ① 条例第8条第2号本文に規定する原則非開示となる個人に関する情報に該当するか。

実施機関の特定した公文書には、実施機関及び審査請求人の主張から次の情報が記載されていることを確認した。

- ア 「調査番号」
- イ 「空き家の住所」
- ウ 「空き家の所有者名」
- エ 「空き家所有者の住所」
- オ 「空き家の面積」

ウの情報は個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであり、イからオまでの情報は、登記事項証明書等と照合することにより特定の個人を識別することができる。

よって、イからオまでの情報は、条例第8条第2号本文に規定する「個人に関する情報」に該当するものである。

- ② 条例第8条第2号アからウまでの規定により、なお開示すべき情報に該当するか。

- (ア) 条例第8条第2号アの該当性

条例第8条第2号アの規定は、個人に関する情報であっても「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」である場合には、これを開示すべきことを定めている。

しかしながら、①のイからオまでの情報を公にすべきことを定めた法令等の規定はなく、慣行として公にする取扱い及び公にする予定をしているものでもない。

また、実施機関において、十和田市空家等対策計画を策定しているが、当該計画において①のイからオまでの情報を公表することとしていない。

したがって、①のイからオまでの情報は、条例第8条第2号アの規定に該当するものとはいえない。

(イ) 条例第8条第2号イの該当性

条例第8条第2号イの規定は、個人に関する情報であっても「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」である場合には、これを開示すべきことを定めている。

しかしながら、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、①のイからオまでの情報を公開することが必要であるといった特段の事情は認められない。

したがって、①のイからオまでの情報は、条例第8条第2号イの規定に該当するものとはいえない。

(ウ) 条例第8条第2号ウの該当性

条例第8条第2号ウの規定は、個人に関する情報であっても「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」を開示すべきことを定めている。

しかしながら、①のイからオまでの情報は、地方公務員法上の公務員である実施機関の職員としての職及び当該職務の遂行に係る情報とはいえない。

したがって、①のイからオまでの情報は、条例第8条第2号ウの規定に該当するものとはいえない。

以上（ア）から（ウ）までより、①のイからオまでの情報は非開示とすべきである。

③ 実施機関の公文書の特定の方法は適切か。

実施機関は、条例の趣旨を鑑み、審査請求人が求めている直接町内会毎に整理された公文書はないものの、特定した公文書に記載された情報と町内会の区域情報を組み合わせることにより、審査請求人が求める情報が得られるものとして、当該公文書を特定している。この公文書の特定の方法は、条例の趣旨を汲んでいたものであり、適切であったと判断する。

④ 特定した公文書を加工しての開示は可能か。

空き家の住所を基に○をつけること、四町内会以外にある空き家に関する調査欄を消すこと及び四町内会に関連する欄に○を付けることは、特定した公文書に黒塗り以外の手を加えることになり、情報の処理・加工に該当する。

条例上、開示請求者に認められている権利は、開示請求時点において実施機関が保有している公文書のうち、非開示情報を除いた公文書を開示させる権利のみである。

よって、審査請求人が主張するような処理・加工を行わなかった実施機関の判断は適切である。

⑤ 実施機関の非開示情報の除き方は適切か。

実施機関は、非開示該当性の判断は文、段落、欄等を単位として判断しているため、空き家の住所を細分化することはできないと主張する。

審査会としては、空き家という性質上、建物や敷地が管理されていないことが考えられるため、仮に住所の一部でも開示した場合、その外見的特徴と開示した住所を突合することにより、空き家の場所の特定に至り、登記事項証明書等と照合することにより個人を特定することができると考える。

②の（ア）及び（イ）で述べたように、空き家の住所は実施機関が公にすることを予定している情報ではなく、人の生命、健康、生活又は財産を守るために公開すべき特段の事情は見受けられないため、空き家の住所は非開示とすべきであり、実施機関の非開示情報の除き方は適切である。

⑥ 本件決定の適法性について

以上のとおり、①のイからオまでの情報は、条例第8条第2号本文に規定する「個人に関する情報」に該当し、かつ、同号アからウまでのいずれの規定にも該当しないものから非開示とするものである。

また、これらの情報を非開示とした場合、その残部には①のアの情報しか残らないものであり、これは無意味な文字、数字であり有意な情報であるとはいえない。

よって実施機関が、本件開示請求において、特定した公文書に有意な情報がないとして、開示とした場合の審査請求人の費用の負担を考慮し非開示とした本件決定は、妥当である。

3 審査請求人及び実施機関のその余の主張について

審査請求人及び本件実施機関のその余の主張は、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上により、第1の記載のとおり、判断する。

なお、次のとおり付言する。

- (1) 審査請求に係る公文書が不存在である場合、保有する公文書を処理・加工し開示している自治体もあることから、条例の改正を含めて今後の在り方について検討すること。
- (2) 非開示情報の除き方については、できる限り開示するよう方法の検討を常に行うこと。
- (3) 開示における請求人の費用の負担については、請求時に十分説明を行い、必要な情報の開示が行われるよう努めること。

第6 審査会の処理経過

年月日	審査の経過
令和6年10月8日	実施機関から、諮問書の受理
令和6年10月17日	実施機関に対して、公文書非開示決定処分に係る理由説明書の提出依頼
令和6年10月31日	実施機関から、公文書非開示決定処分に係る理由説明書の受理
令和6年11月6日	審査請求人に対して、意見書等の提出依頼
令和6年11月20日	審査請求人から、公文書非開示決定処分に係る理由説明書に対する意見書の受理
令和7年1月15日	審議（令和6年度第1回審査会）
令和7年2月3日	審議（令和6年度第2回審査会）
令和7年3月26日	審議（令和6年度第4回審査会）

(参考)

十和田市情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役職名等	備 考
荒木 亜由美	商工会議所事務局長	
有原 圭三	大学教授	
芋田 一志	司法書士	会長職務代理者
田島 昌剛	税理士	
村田 典子	弁護士	会長